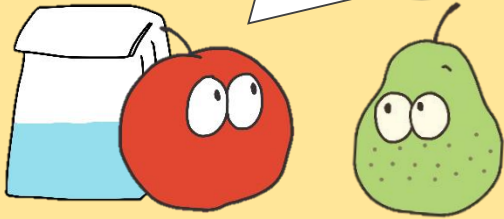


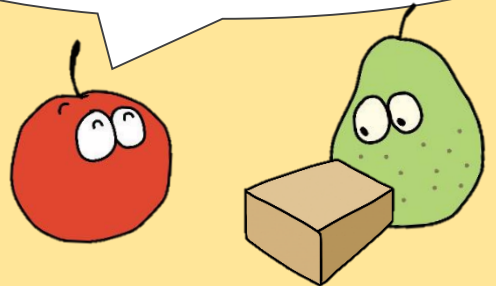
そろそろ農薬買わない？



▶ 自分のお店で農薬を販売

試供品の除草剤配ってるんだ

▶ 試供品などを無償で譲渡



売っちゃうの？

余ったからね

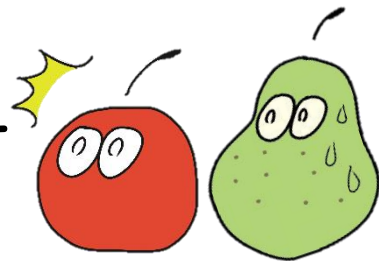
▶ フリーマーケットや
スマホアプリ等で農薬を販売



これ全部、

農薬販売の

届出が必要です



山形県での農薬の販売・届出に関するお問合せ

食品安全衛生課 農薬安全担当 TEL：023-630-2160

病害虫防除所駐在 TEL：023-644-4241

農薬とは

農作物を害する病害虫の防除を目的に使用される資材。殺菌剤、殺虫剤、除草剤など。

- 農作物とは・・・
野菜、果樹、観賞用の樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝生や街路樹も含まれる
- 病害虫とは・・・
農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草、その他の動植物、ウイルス

農薬の販売とは

農林水産大臣に登録された農薬、又は指定された特定農薬の販売を行う場合、農薬取締法第17条に基づき、販売を開始する日までに、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行うことが義務づけられています。

- 販売とは・・・
金銭の授受が伴うものはもちろん、無償の譲渡行為である「授与」も含まれます。

たとえば

- ◆ 自分のお店で販売
- ◆ お店に卸す
- ◆ お店の一部を借りて販売
- ◆ フリマアプリで販売
- ◆ ネットオークションに出品
- ◆ 試供品等を無償で配布

販売開始の日までに
販売所を管轄する
都道府県知事に
届出が必要です



届出の方法

山形県で農薬を販売する場合、

- ・届出様式1号
- ・届出様式1号別表

の2種類を、1部ずつ下記あて提出願います。

〒990-2372
山形市みのりが丘6060-27
山形県食品安全衛生課
病害虫防除所駐在職員 あて

届出無料！

更新不要！※

届出のある販売所には、
県職員が定期的に
立入検査を行います。

※届出の内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

【様式はこちら】 山形県ホームページ（農薬販売者のみなさまへ）

<https://www.pref.yamagata.jp/020071/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/sogo/37/37-01.html>

山形県 農薬

検索

